

1 朝夕等の職員配置の要件弾力化

【現行基準】

利用児童数が少数である時間帯で、児童の人数に応じて必要となる教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合であっても、職員の数が2人を下回ってはならない。

＜幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 第5条＞

第五条（略）

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数（※）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

※員数：満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1人以上、満4歳以上の園児30人につき1人以上

【改正後の基準】

利用児童が少数である時間帯で、児童の人数に応じて必要となる職員の数が1人となる場合には、1人に加え、「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」（※1）1人の配置で対応することを認める。

○朝夕等の時間帯で、利用児童数が少数であり、基準上必要な職員の数が1人となる時間帯（職員の数が2人を下回ることできないため、実際には2人の職員が必要。）

【現行基準イメージ】



◆2名とも保育教諭の資格が必要！

【改正後の基準イメージ】



◆2名のうち1名は、「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」での対応可！

（※1）「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- ・認定こども園・保育所・地域型保育（認可外保育施設・認証保育所・幼稚園は含まない。）で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤換算で1年相当程度が目安）
- ・子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

2 小学校教諭及び養護教諭の活用

- 小学校教諭、養護教諭を一定の範囲内で保育教諭等に代えて活用できることとする。
- 専門性を十分に発揮するという観点から、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましい。
- ただし、各時間帯において必要な職員の数の3分の2以上、保育教諭の資格を有する者を置かなければならない。(項目5を参照)

(例) 架空の認定こども園: さかい認定こども園

利用定員120人: (0歳8人、1歳20人、2歳22人、3歳22人、4歳24人、5歳24人)

現行の基準で配置する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数: 12人
(内訳)
・保育教諭: 12人



特例措置を適用する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数: 12人
(内訳)
・保育教諭: 9人
・小学校教諭: 2人
・養護教諭: 1人

3 基準上必要な職員数を超えて必要な職員における人員配置の弾力化

- 認定こども園を1日につき8時間を超えて開所していること等により、利用定員の総数に応じて必要な職員数を超えて必要となる職員について、「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」(※1参照)を保育教諭とみなすことができる。
- ただし、各時間帯において必要な職員数の3分の2以上、保育教諭の資格を有する者を置かなければならない。(項目5を参照)

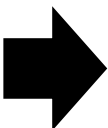
(例) 架空の認定こども園: さかい認定こども園

利用定員120人: (0歳8人、1歳20人、2歳22人、3歳22人、4歳24人、5歳24人)

- 基準上必要な職員の数: 12人
- 8時間を超えて開所していること等により実際に確保している職員の数: 16人

現行の基準で配置する場合

16人全員を、保育教諭の資格を有する者としなければならない。



特例措置を適用する場合

16人のうち、基準上必要な職員の数である12人を保育教諭の資格を有する者とし、残りの4人を市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

4 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について

○乳児(0歳児)が4人以上在籍している幼保連携型認定こども園では保健師、看護師又は准看護師等1人に限って、登録を受けた保育教諭又は講師として園児の保育に従事することができる(学級を担任することは不可)としていたが、この人数要件が緩和され、4人未満であっても以下の条件を満たせば、保育教諭等としてみなすことができるようになる規定を新たに設ける。

- 1 保育教諭等と合同で保育を行う
- 2 保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等の場合、子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了していること。

※ これまで下線部について、国通知により運用。

○ただし、各時間帯において必要な職員の数の3分の2以上、保育教諭の資格を有する者を置かなければならない。(項目5を参照)

(例)架空の認定こども園:さかい認定こども園

利用定員120人:(0歳8人、1歳20人、2歳22人、3歳22人、4歳24人、5歳24人)

現行の基準で配置する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数:12人
(内訳)
・保育教諭:12人



特例措置を適用する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数:12人
(内訳)
・保育教諭:9人
・小学校教諭:1人
・養護教諭:1人
・看護師等:1人

5 特例を適用する場合における保育教諭の必要数

○「2」から「4」の規定を適用する場合であっても、保育教諭の資格を有する者を、各時間帯において必要となる職員の数の3分の2以上置かなければならない。

(例) 架空の認定こども園: さかい認定こども園のある日の11時の場合

11時時点の利用児童数: (0歳8人、1歳20人、2歳22人、3歳22人、4歳24人、5歳24人)

◎ 配置基準上必要となる保育教諭の数が3分の2以上

○11時の時点で置かなければならない職員の数: 12人

(内訳)

- ・保育教諭: 8人
- ・小学校教諭: 1人
- ・養護教諭: 1人
- ・看護師等: 1人
- ・市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認めるもの: 1人

⇒ 保育教諭の比率12人中8人(67%)
【保育教諭3分の2以上】

× 配置基準上必要となる保育教諭の数が3分の2未満

○11時の時点で置かなければならない職員の数: 12人

(内訳)

- ・保育教諭: 6人
- ・小学校教諭: 2人
- ・養護教諭: 2人
- ・看護師等: 1人
- ・市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認めるもの: 1人

⇒ 保育教諭の比率12人中6人(50%)
【保育教諭3分の2未満、基準違反】